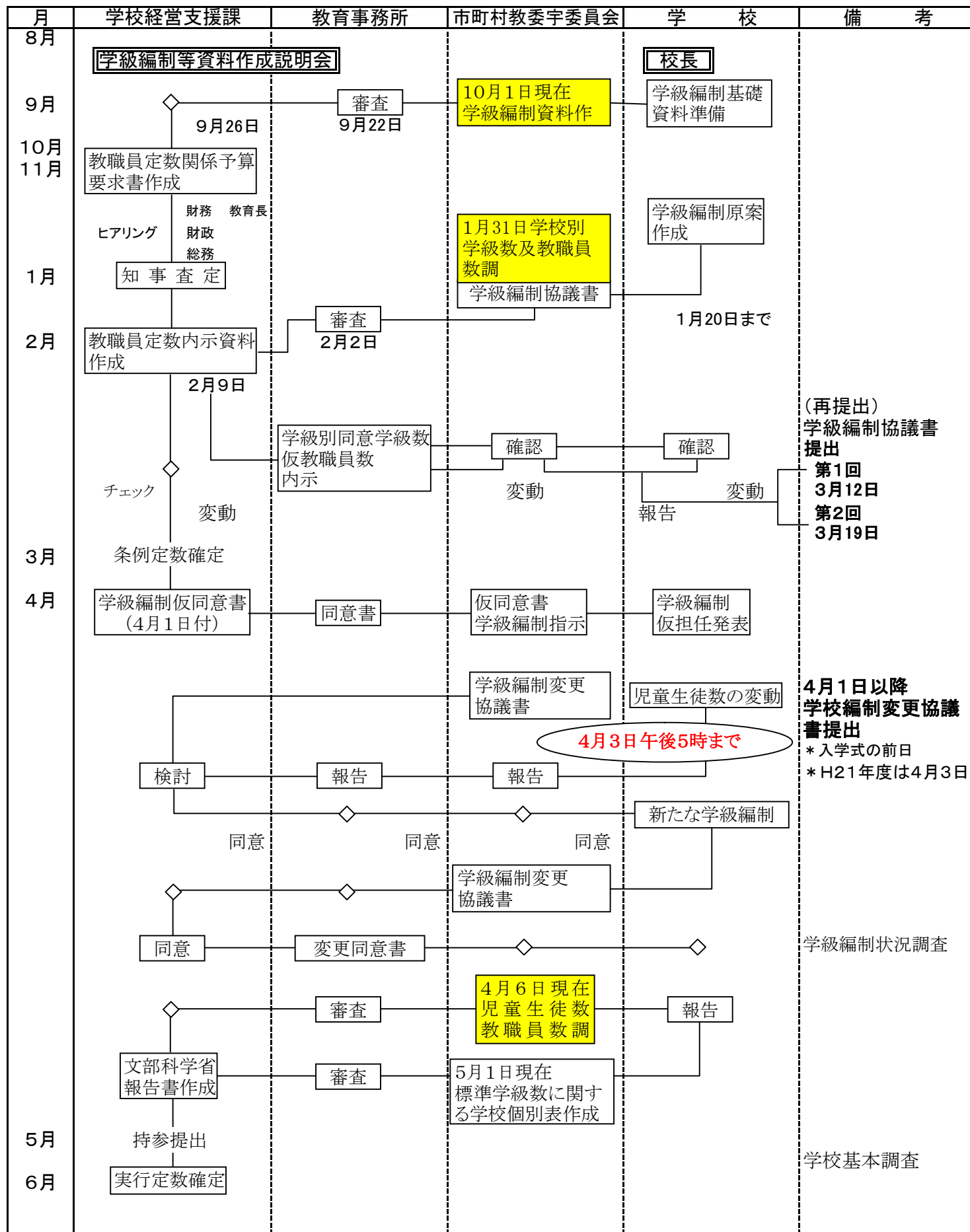


# ○学級編制

## ・概要

市町村公立小・中・特別支援学校の学級編制・教職員定数確定までのシステム

※ 平成21年度の例のため日付け等は毎年確認すること。



<参考> 郡山市立小・中学校管理規則

第9条 校長は、県教育委員会の同意を得るべき学級編制について、毎年1月20日までに、その学級数及び学級ごとの児童生徒数の原案を、教育委員会に提出しなければならない。

## ・関係法令等

(1) 市町村学校管理規則

(2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則第3条第1項・第3条2

## ・学級編制変更協議書

(1) 4月1日～5月1日までに学級数に変動した場合（30人、30人程度、40人いずれかの場合も）「学級編制変更協議書」を提出する。

(2) 変更協議時には、当該学年に係わる「児童生徒異動表」及び当該児童生徒に係わる「住民票」を添付すること。

<根拠> 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行規則

第3条2 法第5条の規定による学級編制の変更について、市町村の教育委員会から協議を求められた場合には、都道府県の教育委員会は、変更しようとする各学年ごとの変更の事由及び時期を記載した書類並びに前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

以 下 余 白